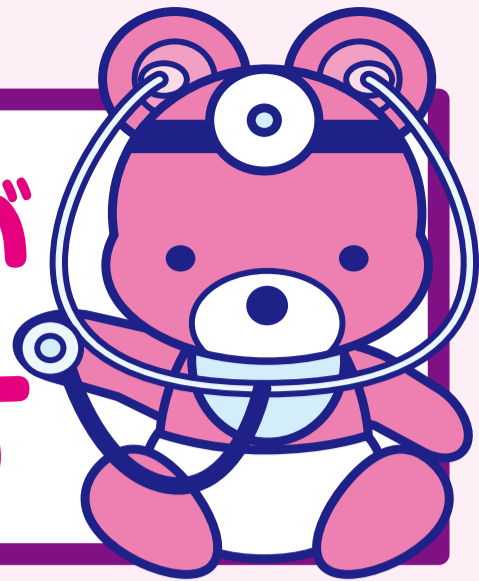


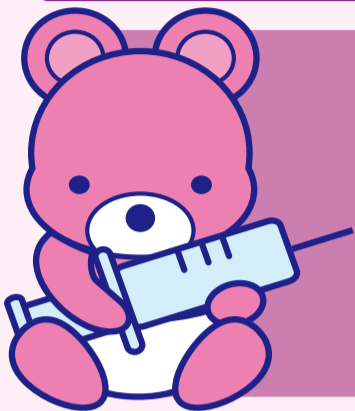
子ども医療費助成制度が

平成23年8月1日から変わります



平成23年8月診療分からの変更点

通院医療費の助成対象を小学校就学前から小学校3年生まで拡大します。また、この拡大に伴い、制度の安定的な運営を図るため、保護者負担額を千葉県と同額の300円にしますので、ご理解いただきますようお願いいたします。



子ども医療費助成制度とは…

助成対象のお子さんが医療機関に通院又は入院した場合や、院外処方箋により保険薬局で薬を受け取った場合に、保険診療の範囲内で医療費の自己負担額の全部又は一部を助成する制度です。

助成対象

通院及び調剤は小学校3年生まで
(小学校1年生から3年生は8月診療分から)
入院は中学校修了まで

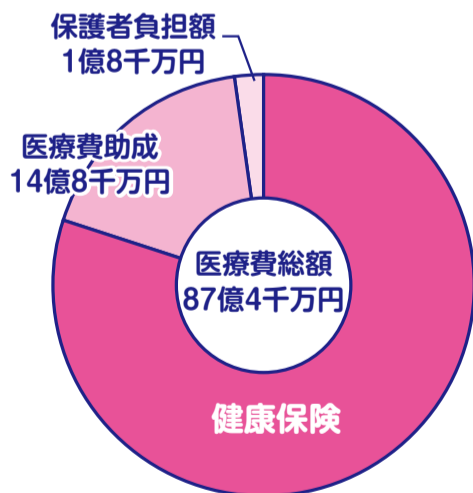
助成方法

0歳～小学校3年生：現物給付
(千葉県内の医療機関の窓口で保険証と受給券を一緒に提示)
小学校4年生以上：償還払い
(医療機関の窓口で通常に支払い、後日、申請により助成を受ける)



区分		改正前	改正後
助成対象	通院	0歳～小学校就学前まで	0歳～小学校3年生まで
	入院	0歳～中学校修了まで	
保護者負担額		1回(日)につき200円	1回(日)につき300円
		市民税所得割が課税されていない方は無料	

子ども医療費助成制度 (平成21年度実績)



子ども・子育ては社会全体で支えています

この「子ども医療費助成制度」は、すべての市民の皆様にご負担いただいている税金により支えられています。

(受給者一人当たり)	【内訳】
医療費：14万9千円	健康保険：12万1千円
	医療費助成：2万5千円
	保護者負担額：3千円



コンビニ受診はやめましょう!

「会社などを休まなくてすむ」「日中より空いてそう」など、自己都合により救急外来を受診する、いわゆる「コンビニ受診」により救急外来が混み合い、本来の救急医療を必要とする患者さんの診療が遅れるなど、深刻な問題となっています。

医療機関の適正な受診について、ご理解とご協力をお願いいたします。

お子さんが急病のときには…

こども急病電話相談

今すぐ受診した方がよいのか、少し様子を見ても大丈夫なのか、看護師や小児科医が電話で病状をお聞きしながら、アドバイスします。

プッシュ回線の固定電話や、携帯電話からは **#8000**

ダイヤル回線など#8000をご利用できない場合は **043-242-9939**

相談時間/毎日 **19:00 ~ 22:00**

緊急・重症の場合は迷わず「119」へ

〈問い合わせ・申請先〉

各区保健福祉センターこども家庭課

中央区	電話 221-2172	中央区中央 4-5-1	花見川区	電話 275-6421	花見川区瑞穂 1-1
稲毛区	電話 284-6137	稲毛区穴川 4-12-4	若葉区	電話 233-8150	若葉区貝塚 2-19-1
緑区	電話 292-8137	緑区鎌取町 226-1	美浜区	電話 270-3150	美浜区真砂 5-15-2